

山口県社会保険労務士会備品貸出規程

(目的)

第1条 山口県社会保険労務士会(以下「本会」という。)が所有する備品の貸出に関する事項を規定する。

(貸出対象者及び対象行事等)

第2条 備品の貸出を受けることができる対象者は次のとおりとする。

- (1) 山口県社会保険労務士会会員のうち、支部長、委員会長、部会長、自主勉強会主催者等行事の運営に関わる者
- 2 備品の貸出対象とする行事等は下記のとおりとする。
 - (1) 支部が実施する研修会・会議
 - (2) 専門部会
 - (3) 本会が認めた自主研修会
 - (4) 支部が開催する市民向け講座、無料相談会等
 - (5) 営業に関する目的以外であること（個人的なセミナー等の活用は不可）
 - (6) その他会長が認めたもの

(貸出備品)

第3条 貸出備品は、別表貸出備品一覧表に記載されているものに限る。

(貸出期間)

第4条 備品の搬出から搬入までの期間は、原則5日以内とする。ただし、本会行事を優先するため、貸出期間を短縮する場合がある。

(貸出申込方法と貸出決定)

第5条 備品の貸出については、次の各号により行う。

- (1) 利用の申し込みは、利用日の5日前までに、別紙備品借用申込書により行う。
- (2) 本会行事を優先するため、本会行事予定により、貸出を決定する。
- (3) 備品の故障等により、貸出が不可能になった場合、貸出を取り消すことがある。
- (4) 同日に2以上の組織から貸出の希望があった場合、最初に申し出た組織に貸出することを優先する。

(利用料)

第5条 備品の利用料は、無料とする。ただし、借用者の故意または過失により備品が破損した場合は、現状に復する費用を負担するものとする。

(備品の搬出入)

第6条 備品の搬出入は、原則として借用者自らが行う。なお、備品を返却する際は、

貸出時の状況に戻した状態で行うものとする。

附則

この規程は、令和7年9月9日から施行する。

(別 表)

貸出備品一覧表

機材名	個数	備考
プロジェクター	1	エプソンEB-X36
卓上マイク	2	司会用のマイクではなく、会場の音をキャッチする円盤型
スピーカー	1	ヤマハ YVC-1000 パソコンに接続して使用
講師・会場等の撮影用カメラ	1	ロジクール PTZ PRO CC2900EP パソコンに接続し、リモート会議等に使用
カメラ設置用三脚	1	上記カメラ固定用
動画撮影可能カメラ	1	SONY DSC-RX100M7
機材収納用キャリーケース	1	
コードリール (ドラム式)	1	
スクリーン	1	幅240cm
はっぴ	39	クリーニングして返却のこと
胸章リボン (来賓用 赤)	34	
胸章リボン (主催者用 白)	5	
のぼり一式	8	「山口県社会保険労務士会 無料相談会場」の表示
ネームホルダー首掛け	73	青46 緑17
ウォールバナー	1	組み立て時 縦240cm×高さ240cm

備品借用申込書

令和 年 月 日

山口県社会保険労務士会
会長 宇佐美 理世 様

団 体 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記事項を遵守し、備品の借用を申し込みます。

記

1 使 用 目 的 _____

2 使 用 場 所 _____

3 借 用 日 時 令和 年 月 日 () 時 頃

4 使 用 日 令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 ()

5 返 却 日 時 令和 年 月 日 () 時 頃

6 借用物品

物 品 名	個 数

7 遵守事項

- (1) 借用日時及び返却日時を必ず守ります。
- (2) 借用物品を破損・汚損しないよう心がけます。
- (3) 借用者の責任により物品を損傷した場合は、借用者が賠償の責任を負います。
物品を無くした場合は、借用者が賠償の責任を負います。